

訪問看護利用料 (2022年4月)

基本項目	金額 (円)	利用料金(円)			備考	該当	
		1割	2割	3割			
訪問看護基本療養費(Ⅰ) ※1	5,550	555	1,110	1,665	保健師、助産師、看護師、 理学療法士	週3日目まで	
	6,550	655	1,310	1,965		週4日目以降	
	5,050	505	1,010	1,515	准看護師	週3日目まで	
	6,050	605	1,210	1,815		週4日目以降	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) ※2	5,500	555	1,110	1,665	看護師等	同一日2人	週3日目まで
	6,550	655	1,310	1,965			週4日目以降
	2,780	278	556	834	同一日3人以上	週3日目まで	
	3,280	328	656	984		週4日目以降	
	5,050	505	1,010	1,515	准看護師	同一日2人	週3日目まで
	6,050	605	1,210	1,815			週4日目以降
	2,530	253	506	759		同一日3人以上	週3日目まで
	3,030	303	606	909			週4日目以降
	12,850	1,285	2,570	3,855	緩和ケア、褥瘡ケアまたは人口肛門ケア及び人工膀胱 ケアに係る専門の研修を受けた看護師(月に1回加算)		
	訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8,500	850	1,700	2,550	入院中の外泊時に訪問看護が必要な場合	

訪問看護基本療養費加算		金額 (円)	利用料金			備考	該当		
			1割	2割	3割				
難病複数回 訪問看護加算	1日2回	4,500	450	900	1,350	難病等や特別訪問看護指示書を受けて 1日に複数回サービスを提供した場合			
	1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400				
特別地域訪問看護加算		訪問看護基本療養費の 100分の50の額			自宅まで片道1時間以上かかる場合				
緊急訪問看護加算(1日につき)		2,650	265	530	795	医師の指示で緊急訪問看護を行った場合			
長時間訪問看護加算 ※3		5,200	520	1,040	1,560	1回の訪問時間が90分を超えた場合週1回 (15歳未満の超重症児または準超重症児は週3回)			
乳幼児加算(1日につき)		1,500	150	300	450	6歳未満の幼児・乳幼児に対しサービスを行った場合			
複数名訪問看護加算 ※4			4,500	450	900	1,350	看護師等(週1回)		
			3,800	380	760	1,140	准看護師(週1回)		
	看護補助者 (週1回)	1日1回の場合	3,000	300	600	900	厚生労働大臣が 定める場合のみ		
		1日2回の場合	6,000	600	1,200	1,800			
		1日3回の場合	10,000	1,000	2,000	3,000			

夜間・早朝訪問看護加算	2,100	210	420	630	早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)の訪問	
深夜訪問看護加算	4,200	420	840	1,260	深夜(22時～6時)の訪問	
基本項目	金額 (円)	利用料金			備考	該当
		1割	2割	3割		
訪問看護管理療養費	7,440	744	1,488	2,232	月の初日	
	3,000	300	600	900	月の2日目以降	

訪問看護管理療養費加算	金額 (円)	利用料金			備考	該当
		1割	2割	3割		
24時間対応体制加算	6,400	640	1,280	1,920	常時対応可能な体制かつ緊急時に訪問可能な体制	
特別管理加算	5,000	500	1,000	1,500	I 特別な管理のうち重症度等の高い場合 ※5	
	2,500	250	500	750	II 特別な管理を要する場合 ※6	
退院時共同指導加算	8,000	800	1,600	2,400	入院(入所)中に主治医等と共同して在宅での療養上の指導を行った場合	
特別管理指導加算	2,000	200	400	600	特別管理加算の要件に該当する利用者に対し退院時共同指導を行った場合	
退院支援指導加算	6,000	600	1,200	1,800	退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合	
在宅患者連携指導加算	3,000	300	600	900	医療関係職種間で月2回以上の情報交換を行い利用者または家族に指導を行った場合	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	200	400	600	関係する医療従事者とカンファレンスを行い共同で療養上必要な指導を行った場合	
看護・介護職員連携強化加算	2,500	250	500	750	喀痰吸引を行う介護職員等の支援を行った場合	

訪問看護情報提供療養費	金額 (円)	利用料金			備考	該当
		1割	2割	3割		
訪問看護情報提供療養費1	1,500	150	300	450	利用者の住居地を管轄する市町村の求めに応じて提供したサービスに関する情報を提供する場合	
訪問看護情報提供療養費2	1,500	150	300	450	上記において、15歳未満の小児の場合	
訪問看護情報提供療養費3	1,500	150	300	450	保険医療機関等に入院・入所する利用者について主治医と連携した場合	

訪問看護 ターミナルケア療養費	金額 (円)	利用料金			備考	該当
		1割	2割	3割		

訪問看護 ターミナルケア療養費1	25,000	2500	5,000	7,500	在宅で亡くなられた日および前14日以内に2回以上訪問看護を行い、支援体制を家族に説明してターミナルケアを行った場合
訪問看護 ターミナルケア療養費2	10,000	1000	2,000	3,000	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者にターミナルケアを行った場合

精神科訪問看護利用料 (2020年1月)

基本項目	金額 (円)	利用料金(円)			備考	該当		
		1割	2割	3割				
精神科訪問看護 基本療養費(I)※1 (1日につき)	5,550	555	1,110	1,665	保健師、看護師、作業療法士	週3日目まで 30分以上 30分未満		
	4,250	425	850	1,275				
	6,550	655	1,310	1,965	准看護師	週4日目以降 30分以上 30分未満		
	5,100	510	1,020	1,530				
	5,050	505	1,010	1,515				
	3,870	387	774	1,161				
	6,050	605	1,210	1,815				
4,720	472	944	1,416					
精神科訪問看護 基本療養費(III)※2 (1日につき)	5,550	555	1,100	1,665	保健師 看護師 作業療法士	同一日 2人	週3日目まで 30分以上 30分未満	
	4,250	425	850	1,275				
	6,550	655	1,310	1,965	同一日 3人以上	週4日目以降 30分以上 30分未満		
	5,100	510	1,020	1,530				
	2,780	278	556	834				
	2,130	213	426	639				
	3,280	328	656	984	准看護師	同一日 2人	週3日目まで 30分以上 30分未満	
	2,550	255	510	765				
	5,050	505	1,010	1,515			週4日目以降 30分以上 30分未満	
	3,870	387	774	1,161				
	6,050	605	1,210	1,815			同一日 3人以上	週3日目まで 30分以上 30分未満
	4,720	472	944	1,416				
	2,530	253	516	759				
	1,940	194	388	582				
3,030	303	606	909	週4日目以降 30分以上 30分未満				
2,360	236	472	708					
精神科訪問看護基本療養費(IV)	8,500	850	1,700	2,550	入院中の外泊時に訪問看護が必要な場合			

精神科訪問看護 基本療養費加算	金額 (円)	利用料金			備考	該当
		1割	2割	3割		

特別地域訪問看護加算	精神科訪問看護療養費の100分の50の額				自宅まで片道1時間以上かかる場合	
精神科緊急訪問看護加算	2,650	265	530	795	主治医の指示で緊急訪問看護を行った場合	
長時間精神科訪問看護加算 ※3	5,200	520	1,040	1,560	厚生労働大臣が定める状態に該当する方(週1日)※5、 精神科特別訪問看護指示書が交付された方(週1日) 15歳未満(準)超重症児及び厚生労働大臣が定める方 (週3日)※医療保険の対象となる方②	

精神科訪問看護 基本療養費加算	金額 (円)	利用料金			備考	該当	
		1割	2割	3割			
複数名精神科訪問看護加算 ※4	4,500	450	900	1,350	保健師、看護師、作業療法士	1日1回	
	9,000	900	1,800	2,700		1日2回	
	14,500	1,450	2,900	4,350		1日3回以上	
	3,800	380	760	1,140	准看護師	1日1回	
	7,600	760	1,520	2,280		1日2回	
	12,400	1,240	2,480	3,720		1日3回以上	
		3,000	300	600	900	看護補助者、精神保健福祉士(週1日)	
夜間・早朝訪問看護加算	2,100	210	420	630	早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)の訪問		
深夜訪問看護加算	4,200	420	840	1,260	深夜(22時～6時)の訪問		
精神科複数回訪問加算	4,500	450	900	1,350	1日2回		
	8,000	800	1,600	2,400	1日3回以上		

訪問看護管理療養費加算	金額 (円)	利用料金			備考	該当
		1割	2割	3割		
24時間対応体制加算	6,400	640	1,280	1,920	常時対応可能な体制かつ緊急時に訪問可能な体制	
特別管理加算	5,000	500	1,000	1,500	特別な管理のうち重症度等の高い場合 ※5	
	2,500	250	500	750	特別な管理を要する場合 ※6	
退院時共同指導加算	8,000	800	1,600	2,400	入院(入所)中に主治医等と共同して在宅での療養上の指導を行った場合	
特別管理指導加算	2,000	200	400	600	特別管理加算の要件に該当する利用者に対し退院時共同指導を行った場合	
退院支援指導加算	6,000	600	1,200	1,800	退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合	
在宅患者連携指導加算	3,000	300	600	900	医療関係職種間で月2回以上の情報交換を行い利用者または家族に指導を行った場合	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	200	400	600	関係する医療従事者とカンファレンスを行い共同で療養上必要な指導を行った場合	
看護・介護職員連携強化加算	2,500	250	500	750	喀痰吸引を行う介護職員等の支援を行った場合	
精神科重症患者管理連携加算 (月1回)	8,400	840	1,680	2,520	かかりつけ医療機関とのより密な連携が必要な方	

昇(月に1回)	5,800	580	1,160	1,740	かかりつけ医療機関との密な連携が必要な方	
---------	-------	-----	-------	-------	----------------------	--

訪問看護情報提供療養費	金額 (円)	利用料金			備考	該当
		1割	2割	3割		
訪問看護情報提供療養費1	1,500	150	300	450	利用者の住居地を管轄する市町村の求めに応じて提供したサービスに関する情報を提供する場合	
訪問看護情報提供療養費2	1,500	150	300	450	上記において、15歳未満の小児の場合	
訪問看護情報提供療養費3	1,500	150	300	450	保険医療機関等に入院・入所する利用者について主治医と連携した場合	
訪問看護ターミナルケア療養費	金額 (円)	利用料金			備考	該当
		1割	2割	3割		
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000	2,500	5,000	7,500	以前から訪問看護を行い在宅で亡くなられた日および前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合	
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000	1,000	2,000	3,000	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者にターミナルケアを行った場合	

※1 訪問看護基本療養費(I)

一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費

※2 訪問看護基本療養費(II)

同一建物居住者への訪問看護に対する療養費

※3 長時間訪問看護加算

- ①特別な管理を必要とする場合 ※5参照
- ②特別訪問看護指示書により訪問看護を受けている場合
- ③15歳未満の(準)超重症児

※4 複数名訪問加算

- ①厚生労働大臣が定める疾病等に該当する場合 ※医療保険の対象となる方②参照
- ②特別管理加算の算定要件に該当する場合 ※5、※6参照
- ③特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている場合
- ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

※5 特別管理加算 特別な管理のうち重症度の高い場合

- I ①在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開指導管理を受けている状態にある方
- II ②気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある方

※6 特別管理加算 特別な管理を要する場合【厚生労働省が定める状態】

①次の管理を受けている方

在宅自己腹膜灌流指導管理

在宅血液透析指導管理

在宅酸素療法指導管理

在宅中心静脈栄養法指導管理

在宅成分栄養経管栄養指導管理

在宅自己導尿指導管理

在宅人工呼吸指導管理

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理

在宅自己疼痛管理指導管理

在宅肺高圧症患者指導管理

②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある方

③真皮を越える褥瘡の状態にある方

④在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している場合

その他の費用

- 1)この契約書及び介護保険等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2)この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。
- 3)サービスの実施に必要な居宅の日常生活用具、物品、材料費は実費とさせていただきます。
- 4)死後の処置については、実費10,000円の料金となります。